

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:

県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	管理部 総務課	H22.4.1	平成22年度青写真等 単価契約	青焼き A2 32 青焼き A1 61 青焼き A0 103 青焼き A0A1 175 青焼き 2A0 206 PPC第2原図 A2 113 PPC第2原図 A1 340 PPC第2原図 A0 679 PPCコピー A2 225 PPCコピー A1 500 PPCコピー A0 1,000 PPCコピー縮小 A1 A3 300 PPCコピー 製本原稿 A1 640 PPCコピー 製本原稿 A1 A3 320 PPCコピー 製本原稿 A2 A3 200 PPCフィルム A2 280 PPCフィルム A1 1,000 データ出力(PPC) A2 400 データ出力(PPC) A1 800 データ出力(PPC) A0 1,400 データ出力(PPC) A0A1 2,200 データ出力 キヤドフィルム A1 2,500 データ出力 トレペ A1 1,000 データ出力 カラー A1 2,800 データ出力 カラー A0 4,000 データ出力 カラー A0A1 6,000 AZカラーコピー A2 2,400 AZカラーコピー A1 4,800 AZカラーコピー A0 9,600 折り方 A2 11 折り方 A1 20 折り方 A0 40 折り方 A0A1 60 折り方 2A0 80	長崎市江戸町8-15 (株)エビス堂コピーセンター 代表取締役 本村正敏	青写真等については、対象品目の特殊性から、契約の相手方は当事務所周辺に営業店舗のある業者に限定されるが、諫早市内に目的物全てが調達可能な県登録業者が1社しかないため。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
2	県央振興局	管理部 総務課	H22.4.1	平成22年度燃料単価 契約	ガソリン124円/リットル 軽油 103円/リットル	長崎市元船町2 - 8 長崎県石油協同組合 理事長 松本博	昨年度の給油実績から、給油エリアが、県央地区だけでなく長崎、島原半島、東彼杵地区まで含まれている。また、対象台数が80台を越えていることから、1業者での対応は難しいと思われる。 このことから、エリア、台数ともに対応できる能力を有する登録業者は「長崎県石油協同組合」1者だけである。	第167条の2 第1項第2号
3	県央振興局	建設部 河港課	H22.4.1	平成22年度一級河 川本明川水系半造川 樋門等操作管理委託	2,350,132	諫早市東小路町7 - 1 諫早市長 宮本 明雄	日頃から河川パトロール等の充実が図れる。 豪雨時における水防活動の主体となる諫早市が緊急時に迅速かつ適正な対応をとれる。 本明川直轄区間で国土交通省が諫早市と同様の契約を結んでおり、管理方法、責任の所在について地元の理解が得られやすい。	第167条の2 第1項第2号
4	県央振興局	建設部 用地課	H22.4.1	公共用地取得事務委 託	12,414,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織・人員・体制がなく、また用地取得業務への精通度も低い。 県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として県的全額出資により設置した特殊法人であり(公有地の拡大の推進に関する法律第10条)、上記指定機関のうち、損失補償基準、用地交渉・契約業務に最も精通しており、安定した用地取得業務が遂行できる。 用地取得業務は斡旋業務に該当し、これを他の業者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、斡旋業務が認められている。 見積書については、県財務規則第106条第3項第7号により省略する。よって、当該業務の委託の相手方は県土地開発公社以外にない、競争入札に適さないことから県土地開発公社と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所	H22.4.1	諫早湾干拓堤防気象 情報収集用パソコン 通信料(情報提供)	1,260,000	福岡市中央区大濠1-6-33 一般財団法人 日本気象協会 九州支社 支社長 清家郁大	長崎県内の指定ポイントの雨量予測をリアルタイムで詳細に提供できるのは当契約先のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
6	県央振興局	建設部 道路第一課	H22.5.7	設計積算業務委託	3,793,650	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
7	県央振興局	農林部 農道課	H22.5.1	広域大村東彼杵2期 地区2・3号橋梁上下 部工事(監督補助業 務委託)	15,939,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合には、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	県央振興局	農林部 林業課	H22.6.28	採穂園等管理委託事業	3,265,500	東彼杵郡川棚町百津郷字ナ リウツ39-125 東彼杵郡森林組合 代表理事組合長 竹村 一義	採穂園等委託事業実施要領第3受託者の選定によると、知事またはその委任を受けて契約を締結する者は、受託者の選任にあたっては、次の各号のいずれかの要件を備えたものうちから選定する。 「(1)公共的団体(2)採穂園等の育成及び管理の経験及び能力を有するもので社会的・経済的信用確実にして、かつ、採穂園等の事業に精通した者」 この条件を満足する者は、当事業地で継続的に作業を実施できる作業班を有し、昭和39年採穂園設立当時から造成・管理事業に従事し採穂園等の事業に精通し、東彼3町の森林整備を森林所有者から受託してきており、社会的・経済的に信用がある東彼杵郡森林組合以外にない。	第167条の2 第1項第2号
9	県央振興局	建設部 管理課	H22.4.1	田結港海岸環境施設 (緑地等)管理委託	3,150,000	諫早市長 吉次 邦夫	安全管理体制の必要性 ・港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵がないとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる適度の措置が必要である。 営造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面により安全の確保を図る必要がある。 以上により、上記施設は直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することで、その維持管理の適正化を図ることが出来る。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県央振興局	農林部 農村整備課	H22.5.21	小豆崎地区区画整理 実施設計業務委託 (その2)	15,750,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・土改連は土地改良換地士を保有し換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって、土改連の協力を得ている。 ・面工事事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。 	第167条の2 第1項第2号
11	県央振興局	農林部 用地管理課	H22.6.14	飯盛南部地区換地計 画(処分)事務委託	6,156,000	諫早市飯盛町開1929-5 飯盛南部土地改良区 理事長 古野 綾雄	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できうる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
12	県央振興局	農林部 用地管理課	H22.6.14	五反田地区換地計画 (処分)事務委託	8,184,000	東彼杵郡川棚町五反田郷 424-3 五反田土地改良区 理事長 道上 勝利	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できうる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	県央振興局	農林部 用地管理課	H22.6.21	開地区換地計画(処分)事務委託	2,940,000	諫早市飯盛町開1929-3 飯盛開土地改良区 理事長 古野 繁	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できうる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
14	県央振興局	建設部 道路第一課	H22.6.21	設計積算業務委託	4,608,450	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方とする。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所	H22.7.1	諫早湾干拓堤防通信 制御設備保守点検業 務委託	8,400,000	大阪府大阪市中央区本町4 丁目2番12号 東芝特機電子(株) 代表取締役 木越芳宣	<p>本業務は、諫早湾干拓堤防通信制御設備の機能保持を目的として、機器、装置及び各種データ処理など、ハード及びソフト面に至る全般の保守点検を行うものである。当該設備及びソフトウェアについては、平成7年度から10年度にかけて(株)東芝で製作・据付が行われ、平成12年度から(株)東芝が保守点検を行っている。</p> <p>また、前々回発注するにあたり、(株)東芝以外の国内水管理制御システムメーカー7社にこの業務を実施できるかどうか調査を行ったが、点検業務は1社を除きすべて「実施できない」、また、保守業務は7社全社が「実施できない」との回答だった。保守業務については、システムの不具合時の対応が重要となる。</p> <p>このため、平成22年度から(株)東芝の保守・補修(修理)業務を委嘱された、東芝特機電子(株)と随意契約を行った。</p>	第167条の2 第1項第2号
16	県央振興局	建設部 道路第一課	H22.7.1	設計積算業務委託	1,373,400	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 野田 浩	<p>当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	県央振興局	建設部 道路第一課	H22.9.1	一般国道207号電線 共同溝整備工事(電 力系引込管路・連系 管路)	26,429,863	長崎市城山町3-19 九州電力(株) 長崎支店 執行役員 長崎支店長 中川 正裕	<p>本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(民地部は電線管理者が施工する。)</p> <p>新電線類地中化計画においては、引込管路は官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理および路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託契約できることとなっている。(電線共同溝マニュアル)</p> <p>そのため、長崎県土木部道路維持課は、平成13年3月に、電線管理者である、九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結び引込管路工事の施工を委託している。</p>	第167条の2 第1項第2号
18	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所	H22.9.9	諫早湾干拓堤防安定 性検討業務委託	1,312,500	諫早市森山町下井牟田299 (株)三祐コンサルタンツ長崎事 務所 所長 本田 主彦	<p>・H21年度より、梅雨時期等の大雨が予想される前に「諫早湾干拓調整池の水位を管理水位下限(-1.20m)より下げられないか」との要望を受け、調整池水位を管理水位以下に下げた場合の潮受堤防への影響等の検討を行っている。潮受堤防は諫早湾地域の防災機能を持つ極めて重要な施設であり、国営諫早湾干拓事業により造築された施設である。その実施設計業務(昨年度の安定性検討業務含む)を(株)三祐コンサルタンツが30件程度行っている。また、九州農政局より台風時期等にそなえ、さらに詳細な検討を行うようにとの指導もあり、下記の理由により1者随意契約で業務を行う。</p> <p>S63年度からH12年度までの国営干拓事業における潮受堤防の実施設計業務を行っている。潮受堤防に対する知識が豊富である。H21年度に当業務を請負っている。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県央振興局	建設部 道路第一課	H22.9.15	一般国道207号電線 共同溝整備工事(通 信系引込管路・連系 管路)	23,278,500	福岡市博多区恵比寿2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット (株)九州支店 支店長 山本 隆宣	<p>本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(民地部は電線管理者が施工する。)</p> <p>新電線類地中化計画においては、引込管路は官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理および路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託契約できることとなっている。(電線共同溝マニュアル)</p> <p>そのため、長崎県土木部道路維持課は、平成19年2月に、電線管理者である、西日本電信電話株式会社と基本協定を結び引込管路工事の施工を委託している。</p>	第167条の2 第1項第2号
20	県央振興局	建設部 河港課	H22.11.11	下本明地区急傾斜 地崩壊対策工事 (用地測量業務委 託)	3,641,700	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	<p>公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量又はその登記の嘱託もしくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払う。単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、1者随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県央振興局	農林部 農村整備課	H22.12.1	飯盛南部地区農道 台帳作成業務	1,281,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会の性格、県 が土改連に委託する業務の範囲(土改連の業 務内容)、 県が土改連と随意契約が可能な業務の要件 を、再検討した結果、契約の相手方が特定さ れる 構造改善局長通知により相手方が特 定されるとともに、業務上取得した情報を長期 間管理することが求められる。 以上から、随意契約とする。 22農整第553 号「農道台帳作成業務委託における契約方式 の見直し及び農道台帳作成歩掛の制定につ いて」により請負型契約から委任型契約に見 直された。	第167条の2 第1項第2号
22	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.1.25	小豆崎地区出来高 設計業務委託	1,522,500	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土 改連」という。)は21市町及び86土地改良区 等を会員とする公益法人である。 ・土改連が保有する土量計算システムは、加 重平均法による計画高算定、線形計画法にあ る最適運土計画の算出及び計上項目ごとの 計算・集計を行う最新のシステムであり、これ に匹敵するシステムを保有するコンサルタント はいない。 以上のことから、土量計算資料作成業務を受 託できるのは土改連に特定される	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	県央振興局	農林部 農村整備課	H23.1.25	目代地区出来高設計業務委託	1,407,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び86土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・土改連が保有する土量計算システムは、加重平均法による計画高算定、線形計画法にある最適運土計画の算出及び計上項目ごとの計算・集計を行う最新のシステムであり、これに匹敵するシステムを保有するコンサルタントはいない。 以上のことから、土量計算資料作成業務を受託できるのは土改連に特定される	第167条の2 第1項第2号
24	県央振興局	農林部 土地改良課	H23.2.24	野岳地区積算参考資料作成業務委託	1,312,500	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	(財)長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 また県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結している)更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H23.2.28 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	県央振興局	農林部 用地管理課	H23.2.22	田尻地区不動産鑑定評価	1,102,500	佐世保市城山町8-24 (有)評価分析研究室 不動産鑑定士 森永啓次	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業務に限定されている。</p> <p>不動産鑑定評価は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められ、公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>(有)評価分析研究室(森永鑑定士)は、公示価格等に鑑定実績があり、今回鑑定を行う諫早市森山町田尻周辺の事情に詳しく、過去においても鑑定実績があり、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。以上によりその性質及び目的が競争入札に適さないため、(有)評価分析研究室(森永鑑定士)と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号